

「これだけマスター 予防技術検定試験」正誤表 (第1版第1～3刷用正誤表)

頁	当該箇所	誤	正	対象刷
17	表 1・12 消防同意の要件 1～2 行目	…条例に規定で、…	…条例の規定で、…	1～2 刷
25	表 1・17 事務の性質	国の機関委任事務	自治事務	1～2 刷
32	上から 7 行目	ウ… (5) 項イ, (9) 項イ, …	ウ… (5) 項イ, (6) 項, (9) 項イ, …	1 刷
	下から 1 行目	ク 工事用シート	(削除)	1, 2 刷
38	下から 5 行目	…, 自己消防組織を…	…, 自衛消防組織…,	1～3 刷
57	問 10 (1)	…, 冷房, 消火, 排煙, 汚物処理の…	…, 冷房, 汚物処理の…	1 刷
59	問 13 B	二硫化酸素	二硫化炭素	1～2 刷
68	表 2・3 下から 7 行目	…出入りする火が見やすい場所に…	…出入りする人が見やすい場所に…	1 刷
93	表 2・13 上から 6 行目	防火管理者選任命令(法 3③)	防火管理者選任命令(法 8③)	1～2 刷
131	問 11 解説	ウ… (5) 項イ, (9) 項イ, …	ウ… (5) 項イ, (6) 項, (9) 項イ, …	1～2 刷
147	② ○口の基準	(易操作性 1 号消火栓)	(広範囲型 2 号消火栓)	1～2 刷
174	上から 10 行目	…(16 の 3 項)	…(16 の 3 項) ((6)項 イ (1)若しくは (2) 又は口の用途に供される部分が存するものに限る)	1 刷
		…(16 の 3 項) ((16)項 イ …	…(16 の 3 項) ((6)項 イ …	2～3 刷

<法令改正に伴う変更箇所(1～2 刷)>

頁	当該箇所	改正前	改正後																
見返 し	(3)	<table><tr><td rowspan="2">(3)</td><td>イ</td><td>…</td><td rowspan="2">150</td><td rowspan="2">50</td></tr><tr><td>ロ</td><td>…</td></tr></table>	(3)	イ	…	150	50	ロ	…	<table><tr><td rowspan="2">(3)</td><td>イ</td><td>…</td><td>150</td><td>50</td></tr><tr><td>ロ</td><td>…</td><td>(注 5)</td><td>(注 5)</td></tr></table>	(3)	イ	…	150	50	ロ	…	(注 5)	(注 5)
	(3)	イ		…	150			50											
ロ		…																	
(3)	イ	…	150	50															
	ロ	…	(注 5)	(注 5)															
	備考 7	7 なお、…	7 (注 5)は、火を使用する設備は又は器具(防火上有効な措置として消則で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたものは全部。 ※令和元年 10 月 1 日より施行 8 なお、…																
12	延焼のおそれのある部分	…ただし、…部分を除く。	…ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除く。 イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分 ロ 建築物の外壁面と陣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分 (注)																
13	下から 1 行目	表の枠外に右記内容を追加	(注) 令和元年 6 月 25 日より施行																
15	表 1・11 ①	…床面積の合計が 100 m ² を超えるもの	…床面積の合計が 200 m ² を超えるもの (注)																
	表 1・11	表の枠外に右記内容を追加	令和元年 6 月 25 日より施行(改正前は 100m ²)																